



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

消費税／共同で行う企業ポイントの交換サービス ～提携法人から受け取った金員は課税資産の譲渡等の対価～

消費者が利用している企業ポイントは、多種発行されています。今回は、自社のポイント会員でもあり、提携法人のポイント会員でもある双方会員に対し、自社ポイントと提携ポイントとを交換するなどのサービスを提供していた原告が、ポイント交換をした後に提携法人から受け取った金員が課税資産の譲渡等の対価の額に算入されないなどとして、更正の請求をした事例を紹介します。（令和元年12月13日大阪地裁・棄却・控訴・TAINSコード：Z269-13358）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

原告はICカードFを発行し、その会員に対し、鉄道等の旅客運賃等及び商品購入代金等を決済するサービスや、商品購入代金等の決済手段としてFを利用した場合に企業ポイント（本件ポイント）を付与するサービスを提供するほか、本件ポイントと原告が提携する法人が付与する企業ポイント（提携ポイント）とを交換するなどのサービスを提供していました。原告は、提携ポイントを本件ポイントに交換した後に提携ポイントを付与した提携法人が原告に対して支払った金員を消費税の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額に算入した上で、確定申告をし、その後、課税資産の譲渡等の対価の額に算入されないなどとして、更正の請求をしたところ、更正をすべき理由がない旨の各通知処分を受けました。本件はその各通知処分の一部の取消しを求める事案です。

<裁判所の判断>

- 1 本件金員は、提携法人に対し、ポイント交換がされた提携ポイントを保有していた双方会員に関し、当該提携ポイント数を基に所定の割合により算出した数の本件ポイントを付与し、もって、当該数の本件ポイントにつき原告の実施する本件ポイントサービスの対象に組み込むという役務の提供に対する反対給付として、「対価」に該当するものといえることができる。
- 2 原告は、提携法人は、双方会員に対し、ポイント交換により交換前の提携ポイントの還元を認めることを通じて、自己が提供するサービス等の販売促進等を図る目的で、原告に対し、当該販売促進等に係る自己の事務について、原告において、ポイント交換及びポイント還元をすることを委任しているのであると主張する。しかし、原告は、提携法人に対し、ポイント交換がされた提携ポイントを保有していた双方会員に関し、提携ポイント数を基に所定の割合により算出した数の本件ポイントを付与し、もって、当該数の本件ポイントにつき原告の実施する本件ポイントサービスの対象に組み込むことを内容とする役務を提供する債務を負うものであるから、各提携契約がポイント交換及び本件ポイント還元をすることのみを委任の対象とする委任契約であることを前提とする原告の主張は、各提携契約の具体的内容を離れた独自のものであって、採用することができない。
- 3 各提携契約に基づいて原告が提供する役務は、提携法人に対し、双方会員に関し、本件ポイントを付与し、もって、原告の実施する本件ポイントサービスの対象に組み込むというものであって、これを課税対象として捉えて消費税等を課すことと、加盟交通事業者等が双方会員に対してした役務の提供（鉄道の乗車等）を課税対象として捉えて消費税等を課すこととは、異なる役務の提供を課税対象として消費税等を課すものであるから、既に鉄道の乗車等の時点で消費税等が課されているものに二重に課税をするものであるとする原告の主張は採用することができない。
- 4 以上によれば、本件金員の額が「課税資産の譲渡等の対価」に算入されることを理由とする各通知処分は適法である。
……………（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4版13枚）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。